

## あわら市女性人材リスト事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、政策及び方針決定の場への参画をはじめ社会のあらゆる分野への女性の登用を促進するため、様々な分野にわたる人材を「女性人材リスト」(以下「リスト」という。)に登録し女性の人材情報の提供を行うことにより、女性が活躍する場の確保と男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

### (対象者)

第2条 リストに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) あわら市内に居住若しくは勤務し、又は市内の団体に所属している20歳以上の者
- (2) 次のいずれかの分野に関心のある者又は専門的知識や技能を有している者
  - ア まちづくり
  - イ 法律・行政
  - ウ 男女共同参画・人権
  - エ 福祉(高齢者福祉)・介護環境
  - オ 子育て(育児)
  - カ 環境
  - キ 地域活動
  - ク 商工業・農業・労働
  - ケ 文化・芸術
  - コ 教育・スポーツ
  - サ その他市が必要と認めたもの

### (登録の方法)

第3条 リストへの登録を申請しようとする者は、あわら市女性人材リスト登録票(以下「登録票という。」(別記様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する登録票を受理した場合に、登録することが適当と認められた者についてリストへ登録するものとする。
- 3 登録に際しては、広い分野からの人材登録を基本とし、自薦、他薦を問わないものとし、他薦者には登録票を送付し、登録について本人の了解が得られた者を登録するものとする。

### (登録の周知)

第4条 市は、人材の発掘のため、様々な方法により登録の周知に努める。

### (リストの活用)

第5条 市長は、次に掲げる場合に、リストを活用するものとする。

- (1) 市における各種審議会、委員会等の委員の人選をするとき。
- (2) 市において事業の推進のために女性の人材を必要とするとき。

(3) その他市長が必要とするとき。

(情報の管理)

第6条 リストに登録した情報の管理は、次に掲げるところによる。

(1) リストに登録した個人情報は、あわら市個人情報保護条例(平成17年あわら市条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき管理するものとする。

(2) リスト内容の更新は、変更の申請があった場合に随時行うものとする。

(3) 定期的に登録者の見直しを行うものとする。

(登録の抹消)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、リストから登録を抹消するものとする。

(1) リストから登録の抹消を申し出た者

(2) リストに登録されていることを営利目的や政治、宗教活動に利用しようとする者

(3) その他市長が登録者としてふさわしくないと認めた者

附 則

この要領は、平成18年8月11日から施行する。